平成２８年（フ）第３９号
広島県福山市神辺町字道上710番地34
債務者　田和美代子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４４号
広島県福山市明治町14番28号　樋口ビル３階
債務者　向谷　里美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１６号
青森県つがる市森田町下相野住吉29番地１
債務者　外崎　義明
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
神奈川県横須賀市池上７丁目９番10号　カーサプラシード101
債務者　山口　裕教
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３３号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1502番地
債務者　廣澤　義之
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３６号
神奈川県横須賀市衣笠栄町３丁目53番地
リューデスハイム衣笠302
債務者　岡本　史朗
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３号
奈良県五條市野原中３丁目４番23号
債務者　川﨑　一史
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第４１号
青森県弘前市大字鉄砲町２番地２　グローリア初穂318号
債務者　道上紀美子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１２号
秋田県由利本荘市川口字下野242番地７
コーポハイブリッジ（２）１―201号室
債務者　金子　　博
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第３８号
茨城県龍ケ崎市須藤堀町888番地、前住所茨城県龍ケ崎市南中島町368番地
債務者　髙橋　沙織
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
茨城県取手市宮和田163番地（415）
債務者　寺島　　諒
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
茨城県取手市戸頭３丁目15番22―202号
債務者　吉野　千明
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
福井県越前市芝原３丁目６番51号紀谷マンション302号
債務者　宗澤　弘二
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
福井市文京２丁目20番27号、旧住所福井市渕２丁目1506番地　山一ビル304
債務者　寺坂　賀世
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
福井市加茂河原２丁目20番13号　シティハイム加茂205、旧住所福井市板垣５丁目1102番地　サンパーラ板垣503
債務者　千種　　良
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
福井市春日３丁目1614番地、旧住所福井市天王町第33号７番地
債務者　角田　雅信
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
福井市文京４丁目20番７号　サンハイツ文京203
債務者　飯田　直子（旧姓道口）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日